

第5節 指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準について（案）

指定基準	解釈通知（案）
<p>指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年6月13日厚生労働省令第79号）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設及び指定特定身体障害者授産施設（次条第十号において「指定身体障害者更生施設等」という。）に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律二百八十三号。以下「法」という。）第十七条の二十六の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 指定身体障害者更生施設 法第十七条の二十四の規定により都道府県知事が指定す</p>	<p>指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準について（平成 年 月 日障第号）</p> <p>第1章 基準の性格</p> <p>1 基準省令は、指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設及び指定特定身体障害者授産施設（以下「指定身体障害者更生施設等」という。）が身体障害者福祉法上の施設支援を提供するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定身体障害者更生施設等は、常にその運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定身体障害者更生施設等が満たすべき基準を満たさない場合には、指定身体障害者更生施設等の指定は受けられず、また、運営開始後、基準省令に違反することが明らかになった場合は、都道府県知事の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。</p> <p>3 運営に関する基準に従って施設の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消された直後に再度当該施設から指定身体障害者更生施設等の指定の申請がなされた場合には、当該施設が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。</p> <p>第2章 用語の定義</p> <p>(1) 「常勤換算方法」</p> <p>当該指定身体障害者更生施設等の従業者の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき</p>

る身体障害者更生施設であって、次のイから二までに掲げるものをいう。

イ 指定肢体不自由者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち肢体不自由者を入所させるもの。

ロ 指定視覚障害者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち視覚障害者を入所させるもの。

ハ 指定聴覚・言語障害者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち聴覚・言語障害者（聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害者をいう。）を入所させるもの。

ニ 指定内部障害者更生施設 指定身体障害者更生施設のうち内臓の機能に障害のある者を入所させるもの。

二 指定身体障害者療護施設 法第十七条の二十四の規定により都道府県知事が指定する身体障害者療護施設をいう。

三 指定特定身体障害者授産施設 法第十七条の二十四の規定により都道府県知事が指定する特定身体障害者授産施設であって、イ及びロに掲げるものをいう。

イ 指定特定身体障害者入所授産施設 指定特定身体障害者授産施設のうち口を除いたもの。

ロ 指定特定身体障害者通所授産施設 指定特定身体障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。

四 指定施設支援 法第十七条の十第一項に規定する指定施設支援をいう。

五 施設訓練等支援費の額 法第十七条の十第二項に規定する施設訓練等支援費の額をいう。

六 施設利用者負担額 法第十七条の十第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。

七 身体障害程度区分 法第十七条の十第三項に規定する身体障害程度区分をいう。

八 支給期間 法第十七条の十一第三項第一号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間をいう。

九 法定代理受領 法第十七条の十一第八項の規定により指定施設支援に要した費用が

時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

(2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該指定施設支援の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該施設において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

当該指定身体障害者更生施設等における勤務時間が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。当該施設に併設される事業所の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、指定身体障害者更生施設等に指定デイサービス事業所が併設されている場合、指定身体障害者更生施設等の管理者と指定デイサービス事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) 「専ら従事する」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該指定施設支援以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該サービスに係る勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

(5) 「前年度の平均値」

基準省令第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第43条第2項、第49条第2項及び第50条第2項に

施設支給決定身体障害者（法第十七条の十一第五項に規定する施設支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）に代わり当該指定施設に支払われることをいう。

十 常勤換算方法 指定身体障害者更生施設等の従業者の勤務延時間数の総数を当該指定身体障害者更生施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定身体障害者更生施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

第二章 身体障害者更生施設

第一節 基本方針

（基本方針）

第三条 指定身体障害者更生施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、治療又は指導及びその更生に必要な訓練を適切に行うものでなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、できる限り居室に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）法第四条の二第五項に

おける「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の各月初日の入所者延数を12で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

新設（事業の再開の場合を含む。以下同じ。）又は増床分の定員に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の入所者数は、新設又は定員増の時点から6月未満の間は、便宜上、定員数の90%を入所者数とし、新設又は定員増の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における各月初日の入所者延数を6で除して得た数とし、新設又は定員増の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における各月初日の入所者延数を12で除して得た数とする。

減床の場合には、定員減少後の実績が3月以上あるときは、定員減床後の各月初日の入所者延数を当該月数で除して得た数とする。

第三章 指定身体障害者更生施設

規定する身体障害者居宅生活支援事業を行う者、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(指定肢体不自由者更生施設の従業者の員数)
第四条 指定肢体不自由者更生施設に置くべき

従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が五十を超えない指定肢体不自由者更生施設にあつては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定肢体不自由者更生施設にあつては、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 理学療法士 常勤換算方法で一以上

ニ 作業療法士 常勤換算方法で一以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定肢体不自由者更生施設の従業者は、専ら当該指定肢体不自由者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

第1節 人員に関する基準

1 指定肢体不自由者更生施設の従業者の員数 (基準第4条)

(1) 指定肢体不自由者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第4条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を6.3で除して得た数以上とすることとしたものである。

(2) 基準第4条第8項において、指定肢体不自由者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第7項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。

- 4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 指定肢体不自由者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 8 指定肢体不自由者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定視覚障害者更生施設の従業者の員数)

第五条 指定視覚障害者更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護師、職業指導員及び生活支援員
 - イ 入所者の数が五十を超えない指定視覚障害者更生施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上
 - ロ 入所者の数が五十を超える指定視覚障害者更生施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 三 栄養士 一以上

2 指定視覚障害者更生施設の従業者の員数 (基準第5条)

(1) 指定視覚障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第5条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を6.3で除して得た数以上とすることとしたものである。

(2) 基準第5条第8項において、指定視覚障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第7項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 指定視覚障害者更生施設の従業者は、専ら当該指定視覚障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 指定視覚障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 8 指定視覚障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(指定聴覚・言語障害者更生施設の従業者の員数)

第六条 指定聴覚・言語障害者更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員
- イ 入所者の数が五十を超えない指定聴覚

3 指定聴覚・言語障害者更生施設の従業者の員数(基準第6条)

(1) 指定聴覚・言語障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第5条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を6・3で除して得た数以上とすることとしたものである。

・言語障害者更生施設にあっては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定聴覚・言語障害者更生施設にあっては、看護師、心理判定員、職能判定員、聴能訓練師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、八に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定聴覚・言語障害者更生施設の従業者は、専ら当該指定聴覚・言語障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 指定聴覚・言語障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。

8 指定聴覚・言語障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な

(2) 基準第5条第8項において、指定聴覚・言語障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第7項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。

従業者を置かなければならない。

(指定内部障害者更生施設の従業者の員数)

第七条 指定内部障害者更生施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が五十を超えない指定内部障害者更生施設にあつては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六以上

ロ 入所者の数が五十を超える指定内部障害者更生施設にあつては、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、六に、入所者の数が五十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 保健師又は看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が五十を超えない指定内部障害者更生施設にあつては、常勤換算方法で、一 以上

(2) 入所者の数が五十を超えて百を超えない指定内部障害者更生施設にあつては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が百を超えて百四十を超えない施設にあつては、常勤換算方法で、三以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定内部障害者更生施設の従業者は、専ら当該指定内部障害者更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 指定内部障害者更生施設の従業者の員数 (基準第7条)

(1) 指定内部障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第5条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を6.3で除して得た数以上とすることとしたものである。

(2) 基準第5条第8項において、指定内部障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第7項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。

- 4 第一項第二号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 7 指定内部障害者更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。
- 8 指定内部障害者更生施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第八条 指定身体障害者更生施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上とすること。

二 静養室

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ロ 医務室に近接して設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 入所者の特性に応じたものである

第2節 設備に関する基準

1 指定身体障害者更生施設の設備(基準第8条)

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するように配慮するものとする。

2 指定身体障害者更生施設の経過措置(基準附則第2条)

指定身体障害者更生施設の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

- (1) 基準省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下本条において同じ。)について、第8条第1項第1号口の居室の床面積の規

こと。

五 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

- イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室 治療に必要な機械器具等を備えること。

八 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

九 廊下幅 二・二メートル以上とすること。

2 指定肢体不自由者更生施設には、前項各号に掲げる設備のほか、理学療法室、職能判定室、職業訓練室、運動療法室兼作業療法室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 指定視覚障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室、図書室、屋外運動場及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具及び点字図書等を備えなければならない。

4 指定聴覚・言語障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、職業訓練室及び集会室を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

5 指定内部障害者更生施設には、第一項各号に掲げる設備のほか、理学療法室兼作業療法室、職業訓練室、職能判定室、娯楽室及び講堂を設け、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

6 前各項に掲げる設備は、専ら当該指定身体障害者更生施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

定及び同項第九号の廊下幅の規定を適用する場合には、居室の入所者1人当たりの床面積については、同項第1号口中「6.6平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」と、廊下幅については、同項第九号中「2.2メートル」とあるのは「1.8メートル」とする。

(2) 基準省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物については、当分の間、第8条第2項から第4項までの集会室を置かないことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明)

第九条 指定身体障害者更生施設は、施設支給決定身体障害者が指定施設支援の利用の申し込みを行ったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十六条の規定による説明を行わなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、入所者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受給資格等の確認)

第十条 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援の提供を求められた場合は、その者の提示する施設受給者証によって、施設支給決定の有無、支給期間、身体障害程度区分等を確かめなければならない。

(入退所)

第十一条 指定身体障害者更生施設は、正当な

第3節 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明（基準第9条）

指定身体障害者更生施設は、入所者に対し適切な指定施設支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者等に対し、当該指定身体障害者更生施設の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行う必要がある。

利用者との間で当該指定施設支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、

当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地

当該事業の経営者が提供する指定施設支援の内容

当該指定施設支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

指定施設支援の提供開始年月日

福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

を記載した書面を交付すること。なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

2 受給資格等の確認（基準第10条）

施設訓練等支援費を受けることができるのは、施設支給決定を受けている者に限られるものであることを踏まえ、指定身体障害者更生施設は、指定施設支援の提供の開始に際し、入所者の提示する施設受給者証によって、施設支給決定の有無、支給期間、身体障害程度区分等を確かめなければならないこととしたものである。

3 入退所（基準第11条）

(1) 基準第11条第1項は、原則として、利用

理由なく、指定施設支援の提供を拒んではない。

2 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援について市町村が行うあっせん、調整及び要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 指定身体障害者更生施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。

5 指定身体障害者更生施設は、入所者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所者の居住地の市町村に連絡しなければならない。

6 指定身体障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況等に照らし、法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援等を利用することにより、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。

7 前項の検討に当たっては、保健師又は看護師、生活支援員等の従業者の間で協議しなければならない。

8 指定身体障害者更生施設は、心身の状況等に照らして、指定居宅支援等を利用することにより居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勧告し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、身体障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、定員に空きがない場合、入院治療の必要がある場合、等である。

(2) 同条第2項は、指定身体障害者更生施設は、指定施設支援について市町村が行うあっせん、調整及び要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならないこととしたものである。

(3) 同条第6項は、指定身体障害者更生施設は、入所者の社会生活への適応性を高め入所者の有する能力を活用することにより社会経済活動に参加することができるよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならないとされているが、同時に、法第17条の4第1項に規定する指定居宅支援等を利用することにより入所者の有する能力を高め、居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならないことを規定したものであり、施設側の理由により安易に施設利用が継続されることの無いよう留意すべきものである。

(4) 同条第7項は、前項の規定に当たっては、保健師又は看護師、生活支援員等の従業者の間で、定期的に協議しなければならないことを規定したものである。なお、保健師又は看護師、生活支援員等については、保健師又は看護師が中心に協議するという趣旨ではなく、従業者がチームを組んで定期的に協議することが望ましいことを意味している。

(5) 同条第8項は、同条第6項の協議の結果、居宅において日常生活を営むことができると判断された者に対し、その者の希望や意向を勧告して、その者の退所後の居住の場や活動

(施設訓練等支援費支給の申請に係る援助)
第十二条 指定身体障害者更生施設は、施設支給決定を受けていない者から入所の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえ、速やかに施設訓練等支援費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、施設支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う施設訓練等支援費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(入退所の記録の記載等)
第十三条 指定身体障害者更生施設は、入所又は退所に際しては、当該指定施設支援の種類、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下「施設受給者証記載事項」という。)を、その者の施設受給者証に記載しなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、前項に規定する施設受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、入所者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

(指定身体障害者更生施設が入所者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十四条 指定身体障害者更生施設が指定施設支援を提供する入所者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接当該入所者の便益を向上させるものであって、当該入所者に支払を求めることが適

の場の確保など円滑な退所のために必要な援助を規定したものである。

4 施設訓練等支援費支給の申請に係る援助(基準12条)

(1) 入所申込者が施設支給決定を受けていない場合は、当該入所申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

(2) 同条第2項は、施設訓練等支援費の支給期間の終了後、継続して指定施設支援を受けるためには再度施設支給決定を受ける必要があることから、指定身体障害者更生施設は、市町村が施設支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う施設訓練等支援費の支給申請について、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。

5 入退所の記録の記載等(基準第13条)

(1) 指定身体障害者更生施設は、入所又は退所に際しては施設の種類、名称等の必要な事項を入所者の施設受給者証に記載し、その記載事項について遅滞なく利用者の援護の実施者である市町村に対し報告しなければならないこととしたものである。

なお、支給決定期間中に他の施設に入所することとなった場合にも同様の報告が必要となるものである。

(2) 同条第3項は、指定身体障害者更生施設は、入所者数の変動が見込まれる場合には、利用者に対する情報提供等に資するため、速やかに都道府県に報告しなければならないこととしたものである。

6 指定身体障害者更生施設が入所者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等(基準第14条)

指定身体障害者更生施設が入所者等に金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の用途が直接入所者の便益を向上させるものであって、当該入所者等に支払を求めるこ

当であるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の用途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所者等の同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。

(施設利用者負担額等の受領)

第十五条 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援を提供した際は、入所者又はその扶養義務者から施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定身体障害者更生施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、前項に掲げる施設利用者負担額のほか、入所者から法第十七条の十第二項に規定する額の支払を受けるものとする。

- 3 指定身体障害者更生施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができる。

- 4 指定身体障害者更生施設は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った入所者又はその扶養義務者に対し交付しなければならない。

- 5 指定身体障害者更生施設は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

とが適当であるものに限るものとし、金銭の支払いを求める際には、当該金銭の用途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所者等の同意を得なければならないこととしたものである。これは、入所者やその家族等に対して寄付金を強要することや、あいまいな名目による不適切な金銭の支払いを求めることを禁じる趣旨であるが、入所者の便益を向上させるものについては、一定のルールのもとに入所者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

7 施設利用者負担額等の受領(基準第15条)

- (1) 指定身体障害者更生施設は、入所者に指定施設支援を提供した場合には法第17条の10第2項第2号に規定する市町村長が定める基準により算定した額を入所者又はその扶養義務者から受けるものとするものとするものである。

- (2) 同条第2項は、法第17条の11第7項に規定する緊急の場合等に法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、基準第15条第1項の施設利用者負担額のほか、入所者から法第17条の10第2項に規定する額(施設訓練等支援費の額)の支払を受けるものとするものとするものである。

- (3) 同条第3項は、指定身体障害者更生施設は、前2項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、被服費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることを定めたものである。

- (4) 同条第4項は、同条第1項から第3項までの規定による額の支払を受けた場合には当該費用を支払った入所者又はその扶養義務者に対して領収証を交付することとしたものである。

- (5) 同条第5項は、同条第3項の費用の額に

(施設訓練等支援費の額に係る通知等)
第十六条 指定身体障害者更生施設は、市町村から指定施設支援に係る施設訓練等支援費の支給を受けた場合は、入所者に対し、当該入所者に係る施設訓練等支援費の額を通知しなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない指定施設支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定施設支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(指定施設支援の取扱方針)
第十七条 指定身体障害者更生施設は、入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定施設支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定身体障害者更生施設の従業者は、指定施設支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、その提供する指定施設支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設支援計画の作成等)
第十八条 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援の提供に当たって、入所者に対して当該施設支援の提供に係る計画(以下「施設支援計画」という。)を作成するとともに、当該施設支援計画に基づき、適切に指定施設支

係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ることとしたものである。

8 施設訓練等支援費の額に係る通知等(基準第16条)

指定身体障害者更生施設は、市町村から法定代理受領を行う指定施設支援に係る施設訓練等支援費の支給を受けた場合には、入所者に対し、当該入所者に係る施設訓練等支援費の額を通知することとしたものである。

基準第15条第2項の規定による額の支払いを受けた場合には、提供した指定施設支援の内容、費用の額その他入所者が市町村に対し施設訓練等支援費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付しなければならないこととしたものである。

9 指定施設支援の取扱方針(基準第17条)
(1) 基準第17条第2項で定める支援上必要な事項とは、施設支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。

(2) 同条第3項は、指定身体障害者更生施設は、自らその提供する指定施設支援の質の評価を行うことはもとより、第3者による評価の導入を図るよう努め、常にその質の改善を図らなければならないこととしたものである。

10 施設支援計画の作成について(基準第18条)

(1) 指定身体障害者更生施設は、指定施設支援の提供に当たって、入所者に対して当該施設支援の提供に係る計画(以下「施設支援計画」という。)を作成するとともに、当

援を提供しなければならない。

- 2 指定身体障害者更生施設は、前項の規定による施設支援計画の作成に当たって、入所者に対し、当該施設支援計画について説明するとともに、その同意を得なければならない。
- 3 指定身体障害者更生施設は、第一項の規定による施設支援計画の作成に当たって、施設支援計画の作成に係る会議を開かなければならない。
- 4 指定身体障害者更生施設は、施設支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行わなければならない。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項に規定する施設支援計画の見直しについて準用する。

(相談及び援助)

第十九条 指定身体障害者更生施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第二十条 指定身体障害者更生施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

- 2 指定身体障害者更生施設は、入所者が社会

該施設支援計画に基づき、適切に指定施設支援を提供しなければならないこととしたものである。当該計画には、入所者の支援目標、指定施設支援の内容（行事や日課等も含む）、指定施設支援を提供する上で留意すべき事項その他の必要な事項を記載すること。

- (2) 当該計画の作成に当たっては、入所者に対し、当該施設支援計画について説明するとともに、その同意を得なければならない。なお、施設支援計画の実施に当たっては、入所者の意向を踏まえるとともに、一方的にこれを入所者に強制することにならないよう留意すること。
- (3) 当該計画の作成に当たって、従業者の間で施設支援計画の作成に係る会議を開催しなければならないこと。
- (4) 指定身体障害者更生施設は、施設支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行わなければならない。なお、見直しにあたっては従業者の間で会議を開催するとともに、見直しの内容について入所者の同意を得ること。

11 相談及び援助（基準第19条）

相談及び援助については、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に入所者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。

12 指導、訓練等（基準第20条）

- (1) 指定施設支援の提供に当たっては、施設支援計画に基づき、地域での生活を念頭において行うことが基本であり、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練を行うこと。なお、指導、訓練等の実施に当たっては、入所者の人格に十分に配慮して実施するものとする。

生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

- 3 指定身体障害者更生施設は、入所者に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、入所者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 4 指定身体障害者更生施設は、入所者（通所による入所者を除く。以下本項において同じ。）の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしななければならない。
- 5 指定身体障害者更生施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の従業者に従事させなければならない。
- 6 指定身体障害者更生施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定身体障害者更生施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第二十一条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

- 2 調理はあらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 3 栄養士を置かない指定身体障害者更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第二十二条 指定身体障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

(2)生活指導

入所者には教養の時間を設けるとともに、入所者が共通して利用できる新聞、テレビ、図書等（特に視覚障害者更生施設にあっては、点字図書等）を備えて社会適応性を高めるよう努めること。

(3)訓練

入所者が自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、施設の特性に応じ必要な医学的訓練、心理的訓練又は職能的訓練を行うこと。

- (4) 入浴の実施に当たっては、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、適切な方法により実施するものとする。

なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。

13 食事の提供（基準第21条）

- (1) 食事の提供は、入所者の支援に極めて重要な影響を与えるものであるから、原則として当該施設において直接これを実施するとともに、実施状況を明らかにしておくこと。

- (2) 入所者の食事はできるだけ変化に富み、入所者の障害の特性に配慮したものとするとともに、栄養的にバランスのとれたものとする。

- (3) 調理及び配膳にあたっては、食品及び入所者の使用する食器その他の設備の衛生管理に努めること。（食品衛生法施行規則別表第8上欄参照）

14 社会生活上の便宜の供与等（基準第22条）

- (1) 指定身体障害者更生施設は、画一的な支援を行うのではなく、入所者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう、教養娯楽設備を備えるほか、会報の発行や、スポーツ、芸術鑑

2 指定身体障害者更生施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第二十三条 指定身体障害者更生施設は、常に入所者の健康の状況に注意するとともに、入所者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第二十四条 指定身体障害者更生施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定身体障害者更生施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第二十五条 指定身体障害者更生施設は、入所者が偽りその他不正な行為によって施設訓練

賞等のレクリエーション行事を行うこととしたものである。

(2) 同条第2項は、指定身体障害者更生施設は、郵便、証明書等の交付申請等、入所者が必要とする手続等について、入所者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。

(3) 同条第3項は、指定身体障害者更生施設は、入所者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって入所者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととする。また、入所者と家族の面会の場所や時間等についても、入所者やその家族の利便に配慮したものとする。

15 健康管理(基準第23条)

(1) 入所者の健康管理は、保健所等と連絡の上医師、保健師又は看護師その他適当な者を健康管理の責任者とする。

(2) 入所者の健康状態に応じて訓練、休憩等について考慮すること。

16 入所者の入院期間中の取扱い(基準第24条)

(1) 「入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる」かどうかの判断は、入所者の入院先の病院及び診療所の医師に確認するなどの方法によること。

(2) 必要に応じて適切な便宜を供与するとは、入所者及びその家族の同意の上での入退院の手続きやその他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものであること。

17 入所者に関する市町村への通知(基準第25条)

基準第25条は、偽りその他不正な手段に

等支援費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者による管理)

第二十六条 指定身体障害者更生施設の管理者は、専ら当該指定身体障害者更生施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定身体障害者更生施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(管理者の責務)

第二十七条 指定身体障害者更生施設の管理者は、従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定身体障害者更生施設の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二十八条 指定身体障害者更生施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第三十四条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 定員
- イ 入所定員

より施設訓練等支援費の支給を受けた者があるときは、身体障害者福祉法第43条の4の規定に基づき、市町村はその者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、支援費の適正支給の観点から、指定身体障害者更生施設から市町村に意見を付して通知することとしたものである。

18 管理者による管理(基準第26条)

指定身体障害者更生施設の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定身体障害者更生施設の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定身体障害者更生施設の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

(1) 当該指定身体障害者更生施設の従業者としての職務に従事する場合

(2) 当該指定身体障害者更生施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定身体障害者更生施設の管理業務に支障がないと認められる場合

19 管理者の責務(基準第27条)

基準第27条は、指定身体障害者更生施設の管理者の責務を、指定身体障害者更生施設の従業者の管理及び指定施設支援の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定身体障害者更生施設の従業者に基準の第四章の規定(運営基準)を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。

20 運営規程(基準第28条)

基準第28条は、指定身体障害者更生施設の適正な運営及び入所者に対する適切な指定施設支援の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定身体障害者更生施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

(1) 入所定員(第3号)

- 口 通所により指定施設支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員
- 四 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

入所定員は、指定身体障害者更生施設の事業の専用の居室の定員の合計数と同数とすること。

- (2) 指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額(第4号)
「指定施設支援の内容」については、治療又は指導及び更生に必要な訓練の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものであること。また、「入所者から受領する費用の額」については、基準省令第15条第1項及び第3項に規定する費用の額を指すものであること。
- (3) 施設の利用に当たっての留意事項(第5号)
所者が指定施設支援の提供を受ける際の、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。
- (4) 非常災害対策(第6号)
22の非常災害に関する具体的計画を指すものであること
- (5) その他の施設の運営に関する重要事項としては、苦情解決の体制等がある。

(勤務体制の確保等)

第二十九条 指定身体障害者更生施設は、入所者に対し、適切な指定施設支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設の従業者によって指定施設支援を提供しなければならない。ただし、入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設の従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

- 21 勤務体制の確保等(基準第29条)
基準第29条は、入所者に対する適切な指定施設支援の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。
- (1) 同条第1項は、指定身体障害者更生施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。
- (2) 同条第2項は、指定身体障害者更生施設は原則として、当該施設の従業者によって指定施設支援を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の入所者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。

(定員の遵守)

第三十条 指定身体障害者更生施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第三十一条 指定身体障害者更生施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第三十二条 指定身体障害者更生施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、治療に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第三十三条 指定身体障害者更生施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

(掲示)

第三十四条 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(3) 同条第3項は、当該指定身体障害者更生施設の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。

22 非常災害対策(基準第31条)

指定身体障害者更生施設は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策について万全を期さなければならないこととしたものであること。

23 衛生管理等(基準第32条)

基準第32条は、指定身体障害者更生施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであり、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。

24 協力医療機関(基準第33条)

基準第33条の協力医療機関は、指定身体障害者更生施設から近距離にあることが望ましい。

ない。

(秘密保持等)

第三十五条 指定身体障害者更生施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定身体障害者更生施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定身体障害者更生施設は、法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第三十六条 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設に入所しようとする者が、適切かつ円滑に入所することができるように、当該指定身体障害者更生施設に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情解決)

第三十七条 指定身体障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必

25 秘密保持等 (基準第 3 5 条)

(1) 基準第 3 5 条第 1 項は、指定身体障害者更生施設の従業者に、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。

(2) 同条第 2 項は、指定身体障害者更生施設に対して、過去に当該指定身体障害者更生施設の従業者であった者が、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定身体障害者更生施設は、当該指定身体障害者更生施設の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

(3) 同条第 3 項は、指定居宅支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、あらかじめ、文書により入所者から同意を得る必要があることを規定したものである。

26 情報の提供等 (基準第 3 6 条)

(1) 基準第 3 6 条は、指定身体障害者更生施設は、入所しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、自ら当該指定身体障害者更生施設に関し情報の提供を行うよう努めなければならないこととしたものである。(社会福祉法第 7 5 条参照)

(2) 同条第 2 項は、指定身体障害者更生施設等は、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならないこととしたものである。(社会福祉法第 7 9 条及び同施行規則第 1 7 条参照)

27 苦情解決 (基準第 3 7 条)

(1) 基準第 3 7 条第 1 項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものであ

要な措置を講じなければならない。

- 2 指定身体障害者更生施設は、その提供した指定施設支援に関し、法第十七条の十五の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 指定身体障害者更生施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第三十八条 指定身体障害者更生施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十九条 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

る。

当該措置の概要については、運営規程に記載するとともに、入所者にサービスの内容を説明する文書に記載し、施設に掲示することが望ましい。

なお、苦情解決にあたっての指針として「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日障452・社援第1352・老発第514・児発575連名通知)を示しているので参考にされたい。

- (2) 同条第2項は、社会福祉法第83条で苦情解決に関する業務を行うことが位置付けられている都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、援護の実施者である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、指定身体障害者更生施設に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上明確にしたものである。

28 地域との連携等(基準第38条)

基準第38条は、指定身体障害者更生施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、指定身体障害者更生施設は地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

29 事故発生時の対応(基準第39条)

基準第39条は、入所者が安心して指定施設支援の提供を受けられるよう、指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入所者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、入所者に対する指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供により事故が発生

(会計の区分)
第四十条 指定身体障害者更生施設は、指定身体障害者更生施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)
第四十一条 指定身体障害者更生施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定身体障害者更生施設は、入所者に対する指定施設支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定施設支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

第三章 身体障害者療護施設

第一節 基本方針

(基本方針)
第四十二条 指定身体障害者療護施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、治療及び養護を適切に行わなければならない。

2 指定身体障害者療護施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

した場合の対応方法についてあらかじめ定めておくことが望ましいこと。

(2) 指定身体障害者更生施設は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。

(3) 指定身体障害者更生施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

30 会計の区分 (基準第 40 条)
指定身体障害者更生施設は、指定施設支援に関して経理を区分するとともに、支援費制度の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。

31 記録の整備 (基準第 41 条)
指定身体障害者更生施設は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間備えておかなければならないこととしたものであること。

(1) 指定施設支援に関する記録
施設支援計画書
健康管理の記録等、その提供した指定施設支援に係る記録

(2) 基準第 25 条に係る市町村への通知に係る記録

第 4 章 身体障害者療護施設

3 指定身体障害者療護施設は、できるかぎり居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、身体障害者居宅支援事業者、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十三条 指定身体障害者療護施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護師、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を二・二で除して得た数以上

ロ 看護師の数は、次のとおりとすること。

(1)入所者の数が五十を超えない指定身体障害者療護施設にあつては、常勤換算方法で、二以上

(2)入所者の数が五十を超えて六十を超えない指定身体障害者療護施設にあつては、常勤換算方法で、三以上

(3)入所者の数が六十を超えて八十を超えない指定身体障害者療護施設にあつては、常勤換算方法で、四以上

(4)入所者の数が八十を超えて百五十を超えない施設にあつては、常勤換算方法で、五以上

(5)入所者の数が百五十を超えて百八十を超えない施設にあつては、常勤換算方法で、六以上

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が百を超えない施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が百を超える施設にあつて

第1節 人員に関する基準

(1) 生活支援員（基準第43条）

生活支援員の資格については、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成12年3月30日）第21条第2項を参照のこと。

(2) 指定身体障害者療護施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第43条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を4で除して得た数以上とすることとしたものである。

(3) 指定身体障害者療護施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第6項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。

は、常勤換算方法で、二以上

三 栄養士 一以上

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 指定身体障害者療護施設の従業者は、専ら当該指定身体障害者療護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 指定身体障害者療護施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を四で除して得た数以上とする。
- 7 指定身体障害者療護施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第四十四条 指定身体障害者療護施設の設備の基準は次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

ハ 特殊寝台又はこれに代わる設備を備えること。

第2節 設備に関する基準

1 指定身体障害者療護施設の設備(基準第44条)

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

2 指定身体障害者療護施設の経過措置(基準附則第3条)

指定身体障害者療護施設の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられて

二 静養室

- イ 前号八に定めるところによること。
- ロ 医務室に近接して設けること。

三 食堂

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽等を備えること。

五 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

- イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
- ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室

- イ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第二項に規定する診療所とすること。
- ロ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

八 機能訓練室 訓練に必要な機械器具等を備えること。

九 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十 集会室 必要な備品を備えること。

十一 廊下幅 二・二メートル以上とすること。

2 前項に規定するもののほか、指定身体障害者療護施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

- 一 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- 二 居室、静養室、便所その他入所者が日常生活において使用する設備には、ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定身体障害者療護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

いるので留意すること。

この省令の施行の際現に存する身体障害者療護施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第44条第1項第1号口の居室の一人当たりの床面積について「9.9平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。

第四節 運営に関する基準

(指導、訓練等)

第四十五条 指定身体障害者療護施設は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定身体障害者療護施設は、入所者が社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定身体障害者療護施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を維持し、機能の減退を防止するための訓練を行わなければならない。

4 指定身体障害者療護施設は、入所者(通所による入所者を除く。以下本項において同じ。)の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしななければならない。

5 指定身体障害者療護施設は、介護等を行うに当たっては、常に一人以上の常勤の介護職員に従事させなければならない。

6 指定身体障害者療護施設は、入所者に対し、その負担により、当該身体障害者療護施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(衛生管理等)

第四十六条 指定身体障害者療護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

第3節 運営に関する基準

1 指導、訓練等(基準第45条)

(1) 指定施設支援の提供に当たっては、施設支援計画に基づき、地域での生活を念頭において行うことが基本であり、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練を行うこと。なお、指導、訓練等の実施に当たっては、入所者の人格に十分に配慮して実施するものとする。

(2) 生活指導

入所者には教養の時間を設けるとともに、入所者が共通して利用できる新聞、テレビ、図書等を備えて社会適応性を高めるよう努めること。

(3) 訓練

入所者に対し、その身体的及び精神的条件に応じ、機能を維持し又は機能の減退を防止するための訓練に参加する機会を提供するよう努めるものとする。

(4) 入浴の実施に当たっては、入所者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施するものとする。

なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど入所者の清潔保持に努めるものとする。

(5) 指定身体障害者療護施設は、常時の介護を必要とする者の治療及び養護を行う施設であることから、常に1人以上の常勤の介護職員により介護等を行わなければならないこととしたものである。

23 衛生管理等(基準第46条)

基準第46条第1項は、指定身体障害者療護施設の必要最低限の衛生管理等を規定したものであるが、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な

らない。

- 2 指定身体障害者療護施設は、当該指定身体障害者療護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

(準用)

第四十七条 第九条から第十九条まで、第二十一条から第三十一条まで及び第三十三条から第四十一条までの規定は、指定身体障害者療護施設について準用する。

第四章 特定身体障害者授産施設

第一節 基本方針

(基本方針)

第四十八条 指定特定身体障害者授産施設は、入所者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から、必要な訓練及び職業の提供を適切に行わなければならない。

- 2 指定特定身体障害者授産施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するように努めなければならない。

- 3 指定特定身体障害者授産施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、身体障害者居宅生活支援事業者、他の身体障害者更生援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(指定特定身体障害者入所授産施設の従業者の員数)

第四十九条 指定特定身体障害者入所授産施設

連携を保つこと。

- 24 準用(基準第47条)

基準第47条の規定により、基準第9条から第19条まで、第21条から第31条まで及び第33条から第41条までの規定は、指定身体障害者療護施設について準用されるものであるため、第3章第3節の1から11まで、13から22まで及び24から31までを参照されたいこと。

第5章 指定特定身体障害者授産施設

第1節 人員に関する基準

1 指定特定身体障害者入所授産施設の従業者の員数(基準第49条)

(1) 指定特定身体障害者入所授産施設は、入

に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護師、職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が三十の指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五以上

ロ 入所者の数が三十を超える指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、看護師、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、五に、入所者の数が三十を超えて二十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ 看護師の数は、次のとおりとすること。

(1) 入所者の数が九十を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、一以上

(2) 入所者の数が九十を超えて、百三十を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、二以上

(3) 入所者の数が百三十を超えて、百六十を超えない指定特定身体障害者入所授産施設にあつては、常勤換算方法で、三以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定特定身体障害者入所授産施設の従業者は、専ら当該指定特定身体障害者入所授産施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、基準第49条第1項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する同条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を6.3で除して得た数以上とすることとしたものである。

(2) 指定特定身体障害者入所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、同条第1項及び第7項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。

6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。

7 指定特定身体障害者入所授産施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該通所による入所者の数を六・三で除して得た数以上とする。

8 指定特定身体障害者入所授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第一項及び前項に掲げる従業者に加えて、必要の従業者を置かなければならない。

(指定特定身体障害者通所授産施設の従業者の員数)

第五十条 指定特定身体障害者通所授産施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 職業指導員及び生活支援員

イ 入所者の数が、二十の指定特定身体障害者通所授産施設にあっては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二以上

ロ 入所者の数が、二十を超える指定特定身体障害者通所授産施設にあっては、職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、二に、入所者の数が二十を超えて十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定特定身体障害者通所授産施設の従業者は、専ら当該指定特定身体障害者通所授産施設の職務に従事する者でなければならない。

3 指定特定身体障害者通所授産施設の従業者の員数(基準第50条)

指定特定身体障害者通所授産施設は、入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、基準第50条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては、別途お示しする予定である。

ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

- 4 第一項第二号の職業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 5 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 指定特定身体障害者通所授産施設は、入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るため必要があるときは、第一項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(分場の従業者の員数)

第五十一条 指定特定身体障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であって利用者が二十人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する前条第一項第二号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を四・八で除して得た数以上とする。

- 2 指定特定身体障害者授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、前項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第三節 設備に関する基準

(指定特定身体障害者入所授産施設の設備)

第五十二条 指定特定身体障害者入所授産施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、六・六平方メートル以上と

4 分場の従業者の員数(基準第51条)

(1) 指定特定身体障害者授産施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であって利用者が20人未満のもの(以下この章において「分場」という。)を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する基準第50条第1項第2号に掲げる従業者を置くものとし、当該従業者の総数は、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を4・8で除して得た数以上とすることとしたものである。

- (2) 指定特定身体障害者授産施設は、指定施設支援を提供している入所者の身体障害程度区分に応じた適切な対応を図るために、第51条第1項に掲げる従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならないこととされたが、具体的な取扱いについては別途お示しする予定である。

第2節 設備に関する基準

1 指定特定身体障害者入所授産施設の設備(基準第52条)

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

2 指定特定身体障害者入所授産施設の経過措

すること。

二 静養室

イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ロ 医務室に近接して設けること。

三 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室 入所者の特性に応じたものであること。

五 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

六 便所

イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

七 医務室 治療に必要な機械器具等を備えること。

八 作業室又は作業場

イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。

ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

九 更衣室 男子用と女子用を別に設けること。

十 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十一 集会室 必要な備品を備えること。

十二 廊下幅 二・二メートル以上とすること。

2 前項に掲げる設備のうち、静養室にあっては、医務室を兼ねることができる。

3 指定特定身体障害者入所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。

4 第一項及び第三項に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者入所授産施設の用に供

置（基準附則第4条）

指定特定身体障害者入所授産施設の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

基準省令の施行の際現に存する身体障害者入所授産施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、基準省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第52条第1項第1号ロ及び同項第12号の規定を適用する場合においては、居室の1人当たりの床面積について同項第1号ロ中「6.6平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」と、廊下幅について同項第12号中「2.2メートル」とあるのは「1.8メートル」とする。

(2) 基準省令の施行の際現に存する身体障害者入所授産施設の建物については、当分の間、第52条第1項第7号の医務室を置かないことができる。

するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(指定特定身体障害者通所授産施設の設備)

第五十三条 指定特定身体障害者通所授産施設の設備の基準は次のとおりとする。

一 食堂兼集会室

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

二 洗面所 入所者の特性に応じたものであること。

三 便所

イ 男子用と女子用を別に設けること。

ロ 入所者の特性に応じたものであること。

四 医務室兼静養室

イ 治療に必要な機械器具等を備えること。

ロ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

五 作業室又は作業場

イ 作業を行う入所者一人当たりの床面積は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。

ロ 作業に必要な機械器具等を備えること。

六 更衣室 男子用と女子用を別に設けること。

七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

八 廊下幅 二・二メートル以上とすること。

3 指定特定身体障害者通所授産施設には、必要に応じて原材料及び製品の製造・運搬のための機械器具等を備えなければならない。

4 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者通所授産施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(分場の設備)

3 指定特定身体障害者通所授産施設の設備 (基準第53条)

食堂等の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮するものとする。

4 指定特定身体障害者通所授産施設の経過措置 (基準第5条)

指定特定身体障害者通所授産施設の設備の基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。

基準省令の施行の際現に存する身体障害者通所授産施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、基準省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)について、第53条第1項第8号の廊下幅の規定を適用する場合には、「2.2メートル」とあるのは「1.8メートル」とする。

第五十四条 分場の設備の基準は、前条に規定する基準に準ずる。

第四節 運営に関する基準

(運営規程)

第五十五条 指定特定身体障害者授産施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 定員
 - イ 入所定員
 - ロ 通所により指定施設支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員
- ハ 分場を設置する施設にあっては、当該分場の入所定員
- 四 入所者に対する指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額
- 五 施設の利用に当たっての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 その他施設の運営に関する重要事項

第3節 運営に関する基準

1 運営規程(基準第55条)

基準第55条は、指定特定身体障害者授産施設の適正な運営及び入所者に対する適切な指定施設支援の提供を確保するため、同条第1号から第7号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定特定身体障害者授産施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

(1) 入所定員(第3号)

ア 指定特定身体障害者入所授産施設の入所定員については、当該施設の事業の専用の居室の定員の合計数と同数とすること。

イ 指定特定身体障害者入所授産施設のうち、通所により指定施設支援を行う施設にあっては、当該通所による入所者の定員

ウ 指定特定身体障害者授産施設のうち、分場を設置する施設にあっては、当該分場の入所定員

(2) 指定施設支援の内容及び入所者から受領する費用の額(第4号)

「指定施設支援の内容」については、指導、訓練及び授産活動の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指すものであること。また、「入所者から受領する費用の額」については、基準第59条において準用する第15条第1項及び第3項に規定する額等を指すものであること。

(3) 施設の利用に当たっての留意事項(第5号)

入所者が指定施設支援の提供を受ける際の、入所者側が留意すべき事項(入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等)を指すものであること。

(4) 非常災害対策(第6号)

第59条において準用する第31条の非常災害に関する具体的計画を指すものであること

(作業指導)

第五十六条 指定特定身体障害者授産施設は、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行わなければならない。

(授産活動)

第五十七条 指定特定身体障害者授産施設が行う授産活動は、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行わなければならない。

2 指定特定身体障害者授産施設は、授産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第五十八条 指定特定身体障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第五十九条 第九条から第二十七条まで及び第二十九条から第四十一条までの規定は、指定特定身体障害者授産施設について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

(身体障害者更生施設の経過措置)

(5) その他施設の運営に関する重要事項としては、苦情解決の体制等がある。

2 作業指導(基準第56条)

指定特定身体障害者授産施設は、入所者が地域で自立して社会生活を行うことができるよう、入所者の特性に応じて適切に行わなければならないこととしたものである。

3 授産活動(基準第57条)

授産活動を実施するにあたっては、以下の事項について留意すること。

(1) 作業科目には、主として製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握し、できるだけ多数の種目を選び、入所者の意向、能力に応じて職業選択の範囲を広くすること。

(2) 授産種目について、作業の内容及び特質並びに必要とする身体的要件等を正確に把握し、これにより残存能力の把握し、これにより残存能力の活用を容易にするとともに、作業設備、作業工具の改善に努めること。

4 工賃の支払い(基準第58条)

指定特定身体障害者授産施設は、授産活動に従事している者に、事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。

5 準用(基準第59条)

基準第59条の規定により、基準第9条から第27条まで及び第29条から第41条までの規定は、指定特定身体障害者授産施設について準用されるものであるため、第3章第3節の1から19まで及び21から31までを参照されたい。

第二条 この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下本条において同じ。）について、第八条第一項第一号口及び同項第九号の規定を適用する場合には、同項第一号口中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」と、同項第九号中「二・二メートル」とあるのは「一・八メートル」とする。

2 この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物については、当分の間、第八条第二項から第四項までの集会室を置かないことができる。

（身体障害者療護施設の経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に存する身体障害者療護施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第四十四条第一項第一号口の規定を適用する場合には、「九・九平方メートル」とあるのは「六・六平方メートル」とする。

（身体障害者入所授産施設の経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に存する身体障害者入所授産施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下本条において同じ。）について、第五十二条第一項第一号口及び同項第十二号の規定を適用する場合には、同項第一号口中「六・六平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」と、同項第十二号中「二・二メートル」とあるのは「一・八メートル」とする。

2 この省令の施行の際現に存する身体障害者入所授産施設の建物については、当分の間、第五十二条第一項第七号の医務室を置かないことができる。

（身体障害者通所授産施設の経過措置）

第五条 この省令の施行の際現に存する身体障害者通所授産施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第五十三条第一項第八号の規定を適用する場合には、「二・二メートル」とあるのは「一・八メートル」とする。